

令和元年9月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書

(令和元年度9月補正予算等関係)

地域づくり推進部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

令和元年9月定例会議案説明資料目次

地域づくり推進部

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	令和元年度鳥取県一般会計補正予算(第2号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	1
		地域交通政策課	2
	2 歳入歳出事項別明細書		3
3 節の明細		5	

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第5号	鳥取県個人情報保護条例及び鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部を改正する条例	県民参画協働課	6

議案説明資料総括表

地域づくり推進部

(単位：千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
中山間・地域交通局 地域交通政策課	635,427	9,172	644,599	4,586			4,586	
地域づくり推進部 計	10,105,932	9,172	10,115,104	4,586			4,586	

説明

(地域交通政策課)

・(新)地域自治組織等と連携した貨客混載の仕組みづくり事業

9,172 千円

令和元年度一般会計補正予算説明資料

2 款 総務費

2 項 企画費

地域交通政策課(内線：7641)

3 目 交通対策費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 地域自治組織等と連携した貨客混載の仕組みづくり事業	0	9,172	9,172	4,586			4,586	
トータルコスト	0	10,760	10,760	(補正に係る主な業務内容) 貨客混載の仕組み構築に係る関係者調整、業務委託及び補助金交付				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人					

工程表の政策目標(指標)

—

事業内容の説明

【「地方創生推進交付金」充当事業】

1 事業の目的・概要

中山間地域においては、自家用車依存、人口減少等による公共交通利用者の減少やドライバー不足から公共交通機関の維持・確保が困難となっている。また、貨物事業者についても、ドライバー不足や再配達等の配送の非効率化により現状のサービス水準の維持が困難となっている。

したがって、中山間地域の公共交通の維持存続のため、交通事業者においても貨客混載等の新たなビジネスモデルを作ることが必要であり、大山町をモデル地域として、デマンドバス受託事業者や地域自治組織と連携した貨客混載や共助運送の仕組みづくりを行う。

2 主な事業内容

(1) 地域自治組織やデマンドバス受託事業者等と連携して貨客混載の仕組み構築 5,995千円

大山町営バス(新たに導入するリース車両)によって貨客混載を行い、集落の拠点(公民館)まで荷物を配達し、拠点から各個人宅までは地域自治組織の複数の世話人が共助運送により配送する仕組みを構築するため、大山町において実証実験を行う。

【主な実施スケジュール】

ア 実証実験を行う地区(3地区程度)のニーズや物量の調査(10月~11月)

イ 地区住民説明会の開催、実証運行計画の作成・運行実施(11月~1月)

ウ 実証運行の実施結果の整理・分析、貨客混載事業マニュアルの作成(1月~3月)

(2) 実証実験用車両等の導入 3,177千円

貨客混載の実証実験車両(リース車両3台)及び運行情報共有タブレット(リース8台)の導入経費を町に補助する。

(3) 地域交通の担い手確保

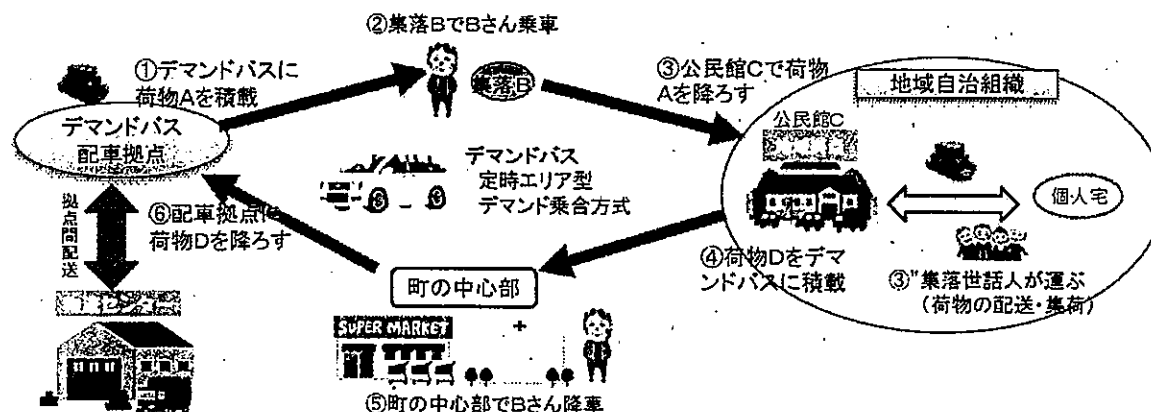
貨客混載等の多角的な取組により交通事業者の収益を改善し、良質な雇用環境が整備されることで、地域交通の担い手となるドライバーの確保につなげる。

※(1)の仕組み構築の中で人材確保に向けた影響・成果等を整理・分析する。

3 これまでの取組状況、改善点

6月補正予算において、今までバス中心であった公共交通に係る県支援制度から地域の実情に応じて、バスに加え、タクシーや共助交通も組み合わせた県支援制度への改正に向けて検討を進めており、交通事業者の多角経営化への支援の一環として、新たなモビリティサービスに係る実証実験を行い、持続可能な地域交通の確保を図る。

【イメージ図】



令和元年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(地域づくり推進部)

款 項 目 節	2款 総務費								
	補正前	補正額	補正後	うち地域づくり推進部					
				補正前	補正額	補正後	2項 企画費		
							補正前	補正額	補正後
1 報 酬	578,157		578,157	147,176		147,176	133,282		133,282
2 給 料	3,146,238		3,146,238	798,798		798,798	791,154		791,154
3 職員手当等	4,729,707		4,729,707	401,143		401,143	397,317		397,317
4 共 済 費	1,158,708		1,158,708	295,625		295,625	291,269		291,269
5 災害補償費	500		500						
6 恩給及び退職年金	10,020		10,020						
7 賃 金	22,809		22,809	2,589		2,589	927		927
8 報 償 費	236,241	601	236,842	16,795		16,795	13,758		13,758
9 旅 費	230,670	342	231,012	47,095		47,095	35,647		35,647
費用弁償	23,972		23,972	9,947		9,947	8,105		8,105
普通旅費	161,235		161,235	23,742		23,742	16,296		16,296
特別旅費	45,463	342	45,805	13,406		13,406	11,246		11,246
10 交 際 費	2,800		2,800	300		300	100		100
11 需 用 費	585,960		585,960	98,747		98,747	36,304		36,304
12 役 務 費	553,659	2,634	556,293	53,212		53,212	27,372		27,372
13 委 託 料	5,310,028	45,667	5,355,695	2,257,636	5,995	2,263,631	2,091,612	5,995	2,097,607
14 使用料及び賃借料	837,823	330	838,153	30,921		30,921	16,750		16,750
15 工事請負費	3,318,118	34,000	3,352,118	2,535,480		2,535,480	2,487,935		2,487,935
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費	62,690		62,690	62,484		62,484	62,484		62,484
18 備品購入費	167,033		167,033	30,096		30,096	29,043		29,043
19 負担金、補助及び交付金	8,762,976	21,452	8,784,428	3,245,164	3,177	3,248,341	1,558,927	3,177	1,562,104
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金	33,723		33,723	31,923		31,923	31,923		31,923
23 償還金、利子及び割引料	170,200		170,200						
24 投資及び出資金									
25 積 立 金	95,734		95,734	193		193	193		193
26 寄 付 金		5,940	5,940						
27 公 課 費	206		206						
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	30,014,000	110,966	30,124,966	10,055,377	9,172	10,064,549	8,005,997	9,172	8,015,169
財 源									
国庫支出金	2,474,208	41,160	2,515,368	580,539	4,586	585,125	142,690	4,586	147,276
地方債	5,676,000	17,000	5,693,000	2,980,000		2,980,000	2,931,000		2,931,000
その他	2,032,463	15,077	2,047,540	851,127		851,127	456,364		456,364
一般財源	19,831,329	37,729	19,869,058	5,643,711	4,586	5,648,297	4,475,943	4,586	4,480,529

令和元年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(地域づくり推進部)

(単位:千円)

款 項 目	地域づくり推進部 合計					
	3目 交通対策費			補正前	補正額	補正後
	補正前	補正額	補正後			
1 報 酬				147,232		147,232
2 給 料				798,798		798,798
3 職員手当等				401,143		401,143
4 共 済 費				295,625		295,625
5 災 害 補 償 費						
6 恩給及び退職年金						
7 賃 金				2,589		2,589
8 報 償 費	360		360	17,054		17,054
9 旅 費	1,521		1,521	47,118		47,118
費用弁償				9,947		9,947
普通旅費	1,400		1,400	23,765		23,765
特別旅費	121		121	13,406		13,406
10 交 際 費				300		300
11 需 用 費	1,482		1,482	98,765		98,765
12 役 務 費	1,650		1,650	53,549		53,549
13 委 託 料	14,991	5,995	20,986	2,264,551	5,995	2,270,546
14 使用料及び賃借料	630		630	30,943		30,943
15 工 事 請 負 費				2,535,480		2,535,480
16 原 材 料 費						
17 公有財産購入費				62,484		62,484
18 備 品 購 入 費				30,096		30,096
19 負担金、補助及び交付金	614,600	3,177	617,777	3,288,089	3,177	3,291,266
20 扶 助 費						
21 貸 付 金						
22 補償、補填及び賠償金				31,923		31,923
23 償還金、利子及び割引料						
24 投資及び出資金						
25 積 立 金	193		193	193		193
26 寄 付 金						
27 公 課 費						
28 繰 出 金						
予 備 費						
計	635,427	9,172	644,599	10,105,932	9,172	10,115,104
財 源						
内 国 庫 支 出 金		4,586	4,586	588,264	4,586	592,850
内 地 方 債				2,980,000		2,980,000
内 そ の 他	193		193	851,924		851,924
内 一 般 財 源	635,234	4,586	639,820	5,685,744	4,586	5,690,330

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
2 款 総務費		
2 項 企画費		
3 目 交通対策費		
負担金、補助 及び交付金	地域自治組織等と連携した貨客混載の仕組みづくり事業補助金	3,177

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県個人情報保護条例及び鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部を改正する条例 (鳥取県個人情報保護条例の一部改正)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の見直しが行われることに鑑み、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 鳥取県個人情報保護条例の一部改正 ア 新たに作成された又は既に作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をすることができる者の欠格事由から成年被後見人又は被保佐人に該当する者を削る。 イ 新たに作成された又は既に作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をすることができる者の欠格事由に、心身の故障により当該提案に係る実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として規則で定めるものを加える。 ウ その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日 令和元年12月14日</p>

鳥取県個人情報保護条例及び鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)

第1条 鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(収集の制限)</p> <p>第7条 実施機関は、登録簿に登録された目的(第5条第3項各号に掲げる事務及び同条第4項の規定により登録簿に登録しない事務については、実施機関があらかじめ定める目的)を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。</p> <p>2～6 略</p> <p>(欠格事由)</p> <p>第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項又は第41条第1項の提案をすることができない。</p> <p>(1) 未成年者</p> <p>(2) <u>心身の故障により前条第1項又は第41条第1項の提案に係る実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として規則で定めるもの</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p>	<p>(収集の制限)</p> <p>第7条 実施機関は、登録簿に登録された目的(前条第3項各号に掲げる事務及び同条第4項の規定により登録簿に登録しない事務については、実施機関があらかじめ定める目的)を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。</p> <p>2～6 略</p> <p>(欠格事由)</p> <p>第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項又は第41条第1項の提案をすることができない。</p> <p>(1) 未成年者、<u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p>

(鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部改正)

第2条 略

